

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事	太田昇
同	清水満俊
同	土橋康夫
同	菅野正敏
同	清水満
監事	金子修三

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、この定款の規定にかかわらず、平成15年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費および正会員の入会金は、この定款の規定に関わらず次に掲げる金額とする。

(1) 正会員

入会金	100,000円
個人年会費	18,000円
法人または団体年会費	36,000円

(2) 会員

個人年会費	12,000円
法人または団体	24,000円

- | | |
|-------------|----------------|
| (3) 賛助会員 一口 | 10,000円 (一口以上) |
| 年会費 | 36,000円 |